

霞台厚生施設組合告示第 18 号

条件付き一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 29 日

霞台厚生施設組合 管理者 谷島洋司

1 入札に付する事項	
件名	霞台厚生施設組合（仮称）余熱利用還元施設建築工事
工事場所	小美玉市高崎地内
工事概要	建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 土木工事 一式
工期	本契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで
予定価格	金 634,500,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定しない。
低入札価格調査制度	調査基準価格を設定する。（ランダム係数方式により調査基準価格を算出）本工事の低入札価格調査基本価格は「建築工事」として算出する。（「石岡市低入札価格調査制度実施要領」に準ずる。（第 3 条及び第 4 条参照） 失格基準価格を設定する。（ランダム係数方式により失格基準価格を算出）本工事の失格基本価格は「建築工事」として算出する。（「石岡市低入札価格調査制度実施要領」に準ずる。（第 3 条及び第 5 条参照）

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	入札参加資格は次のアからクの要件を満たす者とする。 ア 令和 3・4 年度霞台厚生施設組合建設工事入札参加名簿に登録されていること。 イ 令和 3・4 年度の「霞台入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において建築一式工事の総合評定値が 700 点以上

	<p>であり、建築一式工事の完成工事高が 630,000 千円以上を有すること。</p> <p>ウ 特定建設業の許可を有していること。</p> <p>エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。</p> <p>オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の入札参加制限を受けていないこと。</p> <p>カ 茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の定める建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の告示日を基準とする。</p> <p>キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>ク 法人名及び法人代表者において石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の市・町税が課税対象となっている場合、当該入札の入札書等の受付期間の最終日において当該市・町税を完納していること。ただし、告示日現在で納期限が到来しているものに限る。</p>
(2) 所在地要件	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
(3) 経営事項審査	建設業法第 27 条の 23 に規定する「経営事項審査」について、公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
(4) 手持ち工事の数	なし
(5) 同時落札制限	なし
(6) 技術者の配置	建設業法第 26 条に基づき技術者等を適正に配置できること。

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間	公告日から令和 3 年 11 月 5 日(金)午後 5 時まで掲載する。
閲覧方法	霞台厚生施設組合ホームページに掲載。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付日時	公告日から令和3年10月8日(金)午後5時までとする。
(2) 質疑提出先及び方法	本工事内容の質疑は、FAXで質問書を提出すること。 霞台厚生施設組合 建設計画課 電話番号 0299-56-7773 FAX番号 0299-26-8660
(3) 回答日時及び方法	令和3年10月14日(木)までに、質問者に回答するとともに、霞台厚生施設組合ホームページにおいて公表する。

5 入札方法等	
(1) 入札方法	ア 郵便入札とする。また、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> のいずれかとする。 イ 必要書類は、紙入札用の指定様式を使用すること。 ウ 必要書類は指定する提出期間に必着とする。 エ 入札回数は1回とする。
(2) 入札書等の受付期間	令和3年10月15日(金)から 令和3年11月5日(金)午後4時までとする。
(3) 入札時の添付書類	ア 入札書(郵便入札用) イ 積算内訳書 ウ 誓約書
(4) 入札書送付先	郵便番号 311-3433 霞台厚生施設組合 建設計画課 あて 日本郵便株式会社石岡郵便局留 (ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。 ※封筒には、工事件名、入札日、会社名の記載があること。
(5) その他	ア 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 イ やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。 ウ 入札者は、その提出した入札書及び積算内訳書の書き換え、引換え又は撤回することができない。また、積算内訳書を追加することもできない。

6 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和3年11月9日（火）午前10時00分
(2) 入札（開札）場所	霞台厚生施設組合 管理啓発棟 2階 中会議室 小美玉市高崎 1824-2
(3) 入札（開札）の立会い	<p>開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の入札参加者とし、令和3年11月8日（月）午後4時までに「入札（開札）立会い希望申請書」を建設計画課へFAXで送信すること。</p> <p>FAX 番号 0299-26-8660</p> <p>なお、会場の都合により、立会いは1社1名とする。</p> <p>入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立会うこととする。</p>
(4) 入札の執行	<p>調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格を下回ったため保留」と宣言し、地方自治法施行令の規定により落札者は後日決定する旨を告げ、入札を終了することとする。</p>
(5) 入札結果の公表	<p>入札終了後（事後審査前）及び落札決定後（事後審査後又は低入札価格調査後）に、霞台厚生施設組合ホームページに入札結果を公表する。</p>
(6) その他	<p>失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格とする。</p>

7 落札候補者の決定	
(1) 落札候補者	<p>(1)開札後、落札決定を保留した上で、予定価格以下で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>但し、個別の入札公告において次のいずれかの設定をしている案件については次の該当する制限の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>ア 最低制限価格を設定している案件については、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内</p> <p>イ 調査基準価格を設定している案件については、予定価格と調査基準価格の制限の範囲内</p> <p>ウ 調査基準価格及び失格基準価格を設定している案件については、予定価格と失格基準価格の制限の範囲内</p> <p>(2)落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以</p>

	<p>上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。</p> <p>※『くじによる落札者の順位の決定方法』を参照</p>
--	--

8 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期限	<p>落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）</p>
(2) 提出書類及び方法	<p>ア 一般競争入札参加申請書</p> <p>イ 建設業の許可証明書の写し</p> <p>ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>エ 配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用を確認する書類</p> <p>オ 配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類</p> <p>カ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し</p> <p>キ 石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の市税が課税対象となっている場合は、完納証明書（告示日以前で納期限が到来しているものに限る。）</p> <p>上記の書類を、建設計画課へFAXで送信すること。</p> <p>FAX 番号 0299-26-8660</p>

9 低入札価格調査の実施	
(1) 入札価格調査の実施	<p>調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、事後審査を経た後、落札者の決定を保留して調査を実施することとする。</p>
(2) 提出期限	<p>低入札価格に係る調査について（様式第1号）の通知があった日から3日以内とする。</p>
(3) 提出書類及び方法	<p>ア 低入札価格調査票（様式第2号）</p> <p>イ 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）</p> <p>ウ 手持工事の状況（様式第4号）</p> <p>エ 契約対象工事場所と入札者の事務所及び倉庫との位置関係（様式第5号）</p> <p>オ 手持資材の状況（様式第6号）</p> <p>カ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式第7号）</p> <p>キ 手持機械数の状況（様式第8号）</p>

	<p>ク 労務者の具体的供給見通し（様式第 9 号）</p> <p>ケ 過去に施工した公共工事等の実績（様式第 10 号）</p> <p>コ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第 11 号）</p> <p>サ 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第 12 号）</p> <p>シ 経営状況及び信用状況等を確認できる書類</p> <p>ス その他管理者が必要と認める書類</p> <p>上記の書類を、建設計画課へ FAX で送信すること。 FAX 番号 0299-26-8660</p>
(4) その他	<p>ア 低入札価格調査について、事情聴取その他必要な調査に協力すること。</p> <p>イ 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなし失格とする。</p> <p>ウ 低入札価格調査について、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合は、調査基準価格を下回る全員に対して実施する場合がある。</p> <p>エ 事後審査と低入札価格調査は、同時期に実施する場合がある。</p>
(5) 共通事項	石岡市低入札価格調査制度実施要領に準ずる。（第 10 条参照）

10 落札者の決定	
(1) 落札者の決定方法	<p>ア 競争参加資格を証明する書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。</p> <p>イ 落札者候補者が調査基準価格と失格基準価格の制限の範囲内に申込みをした場合は石岡市低入札価格調査制度実施要領（第 12 条参照）による。</p> <p>ウ 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次点の最低の価格の申込みをした者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。</p> <p>エ 個別の入札公告において同時落札制限(取り落ち)の指定がある場合、該当案件については予定価格の大きい順に落札者を決定し、落札者は以降の該当案件の落札者になることができない。</p>

11 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要する。(契約金額の 1/10 以上の額とする。)ただし、利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 前金払及び中間前金払	
(1) 前金払	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金の 4 割で計算した金額以内の前払金を請求できる。
(2) 中間前金払	中間前金払の認定を受け、保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2 割以内の中間前金払を請求できる。

13 入札の無効	
<p>以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。</p> <p>(1) 入札参加資格がないと認められた者の入札(明らかに入札参加資格要件を満たしていない者がした入札は開札を行わず失格とする。)</p> <p>(2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札</p> <p>(4) 入札書と積算内訳書の金額が一致しない入札</p> <p>(5) 入札書又は積算内訳書が 2 通以上提出された入札</p> <p>(6) 入札公告に定める期日までに建設計画課に提出されなかった入札書を提出した者の入札</p> <p>(7) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札</p> <p>(8) 積算内訳書が提出されない入札</p> <p>(9) 公表した予定価格を上回る金額での入札</p> <p>(10) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札</p> <p>(11) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札</p> <p>ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士</p>	

ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)前各号のほか入札公告の入札条件に違反した入札

14 特記事項

当該競争入札に付する工事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び霞台厚生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 48 年 1 月 31 日条例第 15 号）により、落札者とは仮契約を締結し、霞台厚生施設組合議会の議決を以って本契約となるものである。

なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本組合は、一切その責を負わない。

15 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。
- (4) 本契約締結後、コリンズの登録をすること。
- (5) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。
- (6) この工事について、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額を遵守すること。
- (7) この工事に対応する技術者（3 箇月以上の雇用関係がある者）を建設業法第 26 条に従い、現場に配置できること。
- (8) 入札参加有資格者は入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (9) 積算内訳書は、必ず入札書とともに同封し、内訳書にも会社名を記載して代表者印を押すこと。内訳書が同封されていない場合は無効とする。また、封書の工事名と同封の入札書の工事名が明らかに違う場合は、無効とする。
- (10) 落札者に同額者が複数いた場合は、同額者による「くじ」で決定するものとする。なお、くじの方法については『くじによる落札者の順位の決定方法』を参照。

- (11) 積算内訳書の金額と入札書の内容は一致していること。積算過程におけるミスは失格とする。また、積算内訳書に疑義が生じた場合は入札を保留として審査を行うことがある。なお、後日の審査結果によっては、入札の無効や指名停止処分とする場合がある。
- (12) 入札参加に当たり虚偽の記載および過失による粗雑工事等については、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱により措置するものとする。また、開札日までに茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町において建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づき指名停止となった場合は、入札無効とする。
- (13) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。